

外務委員會議録 第八号

昭和三十三年三月六日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事森島 守人君

安藤 覺君 愛知 揆一君

池田 清志君 宇都宮徳馬君

宇野 宗佑君 大久保武雄君

権熊 三郎君 正示啓次郎君

竹山祐太郎君 床次 徳二君

飛鳥田一雄君 黒田 壽男君

帆足 計君 穂積 七郎君

細迫 兼光君 松本 七郎君

出席國務大臣

外務 大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 アジア局賠償 小田部謙一君

外務事務官 (アメリカ局長) 安藤 吉光君

外務事務官 法眼 晋作君

外務事務官 (条約局長) 中川 猷君

大蔵事務官 稻益 繁君

(関税局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (理財局外債課 桜井 芳雄君

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

運輸事務官 柄内 一彦君
航空局監理部 長 門 員 佐藤 敏人君

三月一日

委員正示啓次郎君、穂積七郎君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として石田博英君、辻原弘市君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田博英君及び辻原弘市君辭任につき、その補欠として正示啓次郎君及び穂積七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田澤吉郎君及び勝岡田清一君辭任につき、その補欠として宇野宗佑君及び飛鳥田一雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員飛鳥田一雄君辭任につき、その補欠として勝岡田清一君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

ドミニカ国ネイバ地区引揚者の更生に関する請願(池田清志君紹介)(第一八六七号)
は本委員会に付託された。

三月二日

原水爆禁止に関する陳情書(茨城県那珂郡大宮町議會議長野沢菊雄)(第一四三二号)

沖繩の日本復帰に関する陳情書(那覇市久米町沖繩市町村会副会長仲村榮春)(第四八一号)
日韓會議の早期妥結に関する陳情書(岐阜市錦町二丁目九番地岐阜県日韓親善協会長松野幸泰外二外)(第五〇四号)
日韓會議の早期妥結等に関する陳情書(福岡市長阿部源蔵外十九名)(第五〇五号)
日韓會議反対に関する陳情書(美瑛市議會議長表猛雄)(第五四二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)
特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件(条約第二号)
国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)
海外技術協力事業団法案(内閣提出第九二二号)

森下委員長 これより會議を開きます。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求め

るの件、特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件、国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件、海外技術協力事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを順次許します。飛鳥田一雄君。

飛鳥田委員 国際民間航空条約についていささか伺いたいと思います。三十五条に貨物の制限というものがあります。この貨物の制限を見ますと「軍需品又は軍用器材は、締結国の許可を受けた場合を除く外、国際航空に従事する航空機でその国の領域内又は領域の上空を運送してはならない。」という書

いてあります。軍需品及び軍用器材が民間航空において制限を受けるのはあたりまえでありまして、そのことは前文その他から推しても当然な規定だと言えらるべきであります。この場合、「軍需品又は軍用器材」とありますが、それは、軍人、軍属あるいは軍事要員というものをそれ以上に重きものとして考慮していかねばならないことは当然だろうと思つておりますが、この点についていかがでしょうか。

小坂國務大臣 軍用器材はいけな

らば何がその軍用器材であるかという

ことは、各国がその解釈によつてきめるといふことと了解いたしております。なお、軍人はその中に含まれておらないというのが解釈でございます。

飛鳥田委員 そうした場合に、それは民間航空で軍隊あるいは軍隊の可能性を持つようしたもの運搬することとを認めてよろしいわけですか。

小坂國務大臣 要するに、民間航空機というのは軍の使用に供してはならない、こういうふうに私どもは解釈いたしております。

飛鳥田委員 二月九日か十日であつたと思いますが、外務省は、オランダ大使館に対して、今回のKLMのDC7型の国際航空の問題について口上書をお出しになった、こういうことが新聞にも見えておりますが、この口上書の内容をそれでは一つ伺わせていただきます。

中川政府委員 その口上書はオランダに対する口上書であらうと思つておりますが、これは、御承知のように、ニューギニアに対してオランダが兵員をKLMによつて輸送するという問題に

関して出したのでございまして、その内容につきましては、結局、たとえは不定期便を出すということであればこれは好ましくない、困るということ、それから、定期便につきましても、それをあまりに軍人だけをたくさん乗せるやうな形、そのころオランダがやろうとしておりましたやうな形ですと、

法律問題を離れて政治問題としておもしろくないから自制してもらい

たい、こういう内容の口上書をオランダに提出したのでございます。

○飛鳥田委員 その口上書の文章を一つ正確にお読みをいただきたいと思ひます。

○中川政府委員 ただいま欧亜局長が来ておりませんが、その口上書はたゞいま私が申しましたような内容でございます。しかし、口上書は外交文書でございますので、発表はいたしておられないのでございまして、内容につきましては、私がたゞいま申しましたようなことで御了承願ひたいと思ひます。

○飛鳥田委員 非常に国際的な問題としても、重要な問題になっており、一方においてはインドネシアの学生諸君が抗議を申し込むというような形があり、種々の問題を起してございまして、ここに、ここで明確にその文書を御発表になることがかえつて好ましいのではないかと。現に今までも口上書を発表することはしばしばあつたはずであります。一体、発表できないような特殊な内容がその中に含まれてゐるのかどうか、口上書の一つ正確に読んでいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 御承知のように、エドモアールでございますので、先方の許可を得ないと発表できない外交慣習になっておるわけでありまして。しかし、その要旨については今申し上げたようなことでございまして。

なお、御承知の通り、このKLM機を利用いたしましてビアク島に輸送が行なわれるという問題につきましても、その後非常に事態が平穏化いたしました、現在のところではこれ以上の問題はもうないというふうな段階に立ち至りましたので、ことさらにこの問

題についていろいろかえつて刺激的になり出すことは、私どもとしてはできるだけごかんべんを願ひたいというふうに考へておる次第でございまして。

○飛鳥田委員 もう問題が平穏化してきて、今後なさうだからこの程度でというお話であります、しかし、西イランに關する問題は終つたわけではございません。むしろインドネシアの側からの攻勢も強まつてございまして、また、西イラン島内におけるいろいろの問題も起つてくるのでありまして、そういう事態に備へてオランダは再び兵力を増強するといふ決定をすることも当然考へられることでありましてこの際、今終つたからよろしい、こういうこそく方法でなしに、将来にわたつてのきまつた態度をおきめになつておくことが必要です。そして、また同時に國民に對しても外務省のきまつた態度をお示しになつておくことが大事です。政治はその場その場のばんそう張りのような形でおやりになるから間違えなす。ことに外交においてしかりです。

外交といふものは、その國の國民の態度が全世界に向かつてきちつと示されるところにあるはずでありますから、この際、口上書について、あなたの方で別に秘密にすべき筋合いさえなければ、明確にお示しになる必要があるだらう。むしろ新聞にも一部それが漏れてゐる。漏れてゐるといふ言ひ方はおかしいとございしますが、あなたの方から積極的に御発表になつたのだらうと思ひますけれども、新聞にも一部載せてゐる。だとするならば、この国会において正確にお示しになつておくことが將來の禍根を斷つ。そういう

点においても重要なはずでありますから、この際思い切つて口上書をここで全文御発表をいただきたい、こういうことでは。

○法眼政府委員 ただいま外務大臣から御説明がありましたように、先方に對しては明確に兵員の増強輸送は困るというのを申し上げてゐるわけでありまして、これは日本の趣旨は十分に先方に徹底しております。でありますから、今回ルンス外務大臣も外務大臣に對して、日本を通じて兵力の増強輸送はやめぬと、こう申してゐるわけでありまして。でありますから、そういうことを御了解願ひまして、從來の慣例によりまして、これは一口口上書はわれわれの説明によつて十分お知りをお願いしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 兵員の輸送をしない、こう向こうで言明をした、こうおっしゃるのであります、しかし、兵員とはいかなるものをさすのでしょうか。純粋なる軍人というわけにはいかないはずで、兵員とは、一つ定義を聞かしていただきたい。

○小坂国務大臣 実は、飛鳥田さんの御意見、まことに私もその通りだと存じます、私どもとしては、この問題について政府がきちんとした見解を出す、これはもうおっしゃる通りだと思ひますが、それをそのままに理解されない場合もございまして、ことに、この西イランの問題をめぐりまして、非常にこの感情が立つてゐる際でもございまして、私どもとしては、あらゆる手だてを尽くしてこの問題を平和の話し合いのうちに解決するといふ方向でできるだけ道を講じまして、非常にその点が明るい

見通しに今立ち得る段階になつてゐるのでございまして。そこで、KLMの輸送問題につきましても、これも次第に、先ほど申し上げたように、事態がカーム・ダウンして、理解が進んでおりますので、どうもこの点についてまたいろいろこの国会論議を通じての論議があるのかえつて何か感情的なものを呼ぶ場合もございしますので、私としましては、できればこの問題についての掘り下げた御論議はこの程度にしたいと思ひます、今後問題が起きないと思ひますので、どうぞその点御了解願ひたいと思ひます。

○飛鳥田委員 外交には秘密というものがあつた部分あることは、私たちが否定はいたしません。だが、しかし、外交といふものは、世界に向かつて日本國民の態度を明白にするといふ一面と、同時に、國民に十分國の行く末、行動について納得を得しめるといふ二つの面があるはずで、その片方をなおざりにして事を行なわれるならば、それは秘密外交であり、非民主的な外交といふことになるはずで、しかも、今問題は起らないとおっしゃいましたが、問題が起らないという保証を一体それはどうおとりになつたのか。西イランの問題は、これも解決したわけではございません。むしろ今後激化をされるおそれさえ私は感ぜざるを得ないわけではあります。そういう今後激化していく可能性のある西イランの問題について、今こそ日本の國がしっかりと中立の立場を示すべきで、外交は外務省がおやりになるので、外務省としてきちつと定めておかれるといふことを、後顧の憂いを斷つ

ことじゃないだらうか。そして、同時に、國民に對してもこれを理解せしめていくことでなければならぬわけですから、そういう意味で、國會の論議ははなはだ迷惑だといふおっしゃる方は、あなたのおつむが何となしに昔の秘密外交に傾いてゐる証拠だと私は思はざるを得ない。現にあなた方は口上書の中で軍事的要員という言葉をお使いになつたはずで、軍事的要員といふものは一体どういふものか、明確にしておきません、また問題が起きますよ。現にいろいろなりわきがあるのです。ですから、あなた方が、軍事的要員、兵力を羽田を通して輸送しない、こういう約束をとつたといふならば、兵力とは何か、こういうことをきちつと國會に御説明になつておきませんと、問題がまた起きます。

もう一度伺ひます。兵力とは何か、同時にまた、軍事的要員とはいかなる意味か。

○小坂国務大臣 このいわゆる西イラン問題には巻き込まれたくない、この方針が私どもの堅持しておる方針でございます。従ひまして、その方針のもとにいろいろ努力いたしまして、大体そういう方向になつておるし、しかも西イラン問題そのものが平和的な解決の方途に向かいつつある今日でございまして、私は決して秘密をよしとするなどといふことは毛頭考へておりません。私どもがこの立場においてこの権威ある場所でお示しすることが、かえつて誤解を呼ぶ場合もあるわけでございます。理屈づくめで全部ものを考へてくれれば、これは何も心配することはないのでございましてけれども、あるいは言辭章句の端が感情的にとら

れて、せっかく今まで私どものやってきたことがどうもかえって工合の悪いことに万一つは困るという憂慮から申し上げておるのでございまして、私、秘密外交などがないということは全然考えておりませんわけ、事柄を最もよく運びたい、飛鳥田さんもお考えになって、われわれも考えておるこの共通の目的に向かってよく進ませたい、こういう考えから申し上げておることであるということをごぞ一つ御了解願っておきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 盛んに誤解が生ずるということをおっしゃるわけですが、しかし、国会における説明なり発言というものが誤解を生ずるとするならば、それは、あなたの方の発言が不徹底であり、そして不明瞭であるからこそ誤解を生ずるのです。と同時に、関係の国あるいは関係者に誤解の発生することをおそれ、国民の中に誤解の発生することをとおそれないという態度こそ、最も忌むべきものじゃないだろうか。少なくとも国民に誤解が生じていることは事実です。たとえば、東京新聞などを拝見いたしますと、東京新聞の記者の方がオランダ大使にインタビューをなすつた。その文を見ますと、「この問題については日本の外務省とも相談の結果、いろいろならわさを防ぐ意味で、何も言わない約束になつてゐる。だから微に入り細をうがって答えるわけにはいかない。」、こういうふうに出てくるわけですね。すると、国民としては何かあるのではないかという疑惑を持つて参りますことは当然であります。そういう疑惑を解かない限り、あなたの方の外交方針というものは国民の

中に入つて参りません。一方の誤解をおそれるあまり、国民の中に誤解を生ぜしめてしまふがごとき外交のやり方というものは、少なくともたえられべきものではないことは明らかでしょう。

現にあなたの方は前科があるのです。同じオランダの問題であります。一九六〇年の九月、オランダの航空母艦カレル・ドールマンが日本にやつて来よう、こういうことを試みましたが、あなたの方は、カレル・ドールマンの入港は拒否いたしました。しかし、現実にはオランダ艦隊に対して軍用品たる燃料を供給してはありませんでした。神戸の港において、深夜人目のつかないときに燃料をオランダ艦隊に対して供給してゐる。もしそうだとすれば、うわべで断つて除で取引をしてゐるという前科があるわけですね。このやうな事実を国民は知つてゐる以上、あなたの方のおやりになつてゐることをすなおに受け取れないのは当然ではないでしょうか。一九六〇年九月、オランダ艦隊に対して神戸で軍需品たる燃料を供給する。こういうことを一体あなたの方はおやりになつたのかならないのか、これから伺ひたい。

○法眼政府委員 お話しいたします。このお話はおそらくミッドレヒトという油送船のことに言及しておられるのだと思ひます。この船はむろんカレル・ドールマン一行の船だということになつておりました、しかしながら、日本の政府は、諸般の状況から、当時このカレル・ドールマン並びにこれを護衛しておつた軍艦の入港を拒否したのであります。その後においてこの

ミッドレヒトが神戸に入港いたしました。これはたしか私の記憶によりますと九月七日のことでございます。当時、この油送船は、神戸の税関には、単に、ヴァン・オンメルンという、これはオランダの私の会社でございますが、その所有船といふことでございす。それでありますから、日本の関税法その他によりましてこれは当然入れようというものでございす。もとより日本政府は入港を拒否することとはできませんでした。できましたけれども、すでにカレル・ドールマンがもう去つたあとでありますから、私の船として届けられてゐるものに対して、実はこれは入港することが行なわれたわけでございます。この船は、御承知のごとく、一万六千何しの油を積んで出たといふことはあとでわかつております。出たのはたしか九月十一日だと記憶しておりますけれども、ただいまのやうな状況でありましたので、日本政府は故意にオランダ艦隊に神戸に入港を許してそれに油を供給したといふことは、少しこれは事実と反するのではなからうか。この船はあくまでも私の船でございます。

○飛鳥田委員 外務省欧亜局長からの通牒によつて、カレル・ドールマン、グロニンゲン、リンブルグ、ミッドレヒト、この四隻からなるオランダ艦隊が横浜を訪問するからよろしく取り扱われたいといふことで、この艦隊が横浜入港の際にはカレル・ドールマン号より礼砲を発射するとかしないとかいふ通牒まであなたの方は出しておられる。しかも、御丁寧に、このミッドレヒト号には、オランダ海軍士官一、下士官一、兵三といふふうに、私人にあら

ざるいわゆる軍人が搭乗してゐることさえあなた方は通達をなすつていらつしやるわけですね。これが八月二十七日です。八月二十七日にそういう通達をなすつておいて、それがたちまち反転して一週間か十日たつたかたないやうにこれを商業船とおみなしになる、こ

ういふ根拠は一体どこにある。これは明らかにオランダ艦隊の給油船としての役割を持つてゐるわけですね。かりにあなたのお説のように、個人会社の所有といふ形で届け出てこれらようと、この問題についてはそれこそ誤解を招くおそれがあるのです。当然、一度艦隊としてお扱いになつた以上、これを拒否するのはあたりまえじゃありませんか。そして、その船が油を積んで、しかも、自船の需用油ならばいざ知らず、一万六千トンの油を積んでいくといふことについて、その油がどう使われるかといふことを考えないほどまぬけなことはおそろしくないはずですよ。御存じだつたはずですよ。一体、いわゆる外務省の欧亜局長の通達でオランダ艦隊と認定なすつたものが、たつた一週間か十日たつたないやうに、——しかもその船は洋上にあるのです。海の上

に航行中の船ですよ。これをたちまち個人の船だと認定をなさる根拠はどこにありますか。

○法眼政府委員 ただいま御説明いたしましたように、日本政府はすでにカレル・ドールマン並びにその付属の軍艦に対して入港を拒否いたしました。でありますから、これは、当時のインドネシアの世論も考えてやつたわけでございますけれども、元来が私の船であり、むろん艦隊の一部を構成しておりましたけれども、これが分かれてば

らばらに神戸に入ることについては、当時の届出もこれは私の船になつてゐる関係もありまして、港務当局も許したわけでありまして、私は、その程度のことは、これは許されてしかるべきものじゃないかと思ひます。なぜならば、カレル・ドールマンその他の入港を拒否したのは、当時の状況から言つて、インドネシアの世論が非常に高揚しましたので、一度許可したものを日本がさらに撤回して拒否した。それがばらばらに分かれてしまつて、しかも油送船が分かれておるといふ条件のもとにおいては、これは許してもインドネシアにおいてさして大きい世論の反響を受けるわけはない。事実、その後インドネシアの参事官が来て話したのでありますけれども、この問題については了解したといふことであります。でありますから、私は、この艦隊が分かれて、しかもそれに付属してゐる商船であるものが入つたことについて、これを許したことは、これはさうひどくおしかりをこうむるべき筋合いでもない、こう思ふのであります。

○飛鳥田委員 あなたがさうおつしやつたつて、現に、神戸市の港務総局港務課、この書類にはこう書いてありますよ。オランダ海軍チャーター船につき、ラスト・ボート不明、——ちゃん、日本の官庁が、これは軍のチャーターした船であり、軍用船だといふことを言つてゐるのです。あなたがさうでないと思つたつて、現実に入つた神戸市の港務総局港務課の人がさう認定をして、きちつと書き込んである。だとするならば、これは軍用船でしょう。新地位協定の五条をごらん

になつてごらんない。何を公用船と
言い、何を軍用船と。何を私の船
と。何が明らかです。これはあなた
方がお作りになったのだから、覚えて
いらつしやるはず。これが軍用船
でないという理由は一体どこにあるの
です。しかも、その油は、その船が自
分で帰つていくに必要な範囲の油なら
ばいざ知らず、一万六千トンという大
きな油です。これが一体何に使われる
か。西イラン作戦の軍需品であるこ
とは明らかではありませんか。

それは、一体、このミッドレヒト
号が神戸を出てどこへ行ったか、御存
じですか。

○法眼政府委員 当時の事情は御記憶
の通りでございます。日本政府がカ
レル・ドールマンその他の入港を最初
許しておいて拒否した理由は、インド
ネシアの世論が非常に高揚したからで
あります。でありますから、その事情
を考へてみまして、艦隊がばらばらに
なつて日本を出る、日本に入らないと
いうときに、当時の状況から考へて、
それは徴用されておつたから公用船で
あるといたしまして、しかしながら、
元来私の船であり、艦隊とばらばら
らに行動するといふものに対して油を
供給するといふくらしを日本政府がや
るといふことについては、しかし強く
おしかりをこらへるほどのことじゃな
からう。問題の趣旨は、カレル・ド
ールマンその他の艦隊に対して日本は入
港を拒否してゐる、しかも、軍艦とし
ては日本においてはもう行動をとつて
おらぬわけでありまして、しかも、そ
の届出は、私は届出の申請書をここに
持つておられますけれども、これには単
にヴァン・オンメルン所有のタンカー

と言つてゐるわけでありまして、こ
れは港務当局も許可理由があつた、こ
う思つておるのであります。

○飛鳥田委員 軍需品を積み込んで参
りますのに、ばらばらになつてゐるか
なつていないかなどという事は、そ
う重要ではないはず。艦隊として
行動してゐなければ艦隊でないとか、
分散してしまふと違ふものになつてし
まうなどという論理はありません。少
なくとも、このミッドレヒト号が艦隊
の一部として行動をし、そしてその艦
隊に供給すると思はれるような燃料を
積み込んでいく以上、それは軍需品と
考へなければならぬはず。私よ
りもあなたの方がお詳しいはず。私
が、一体、国際法の中で、いかなるも
のが軍用船であり、いかなるものが公
用船であり、そしてどういふ場合が軍
需品とみなされるか、そういうような
ことはもうおわかりの事。それ
を、ばらばらになつてゐるからなど
という説明では、だれも了承をしないの
ではないでしょうか。少なくとも、カ
レル・ドールマンをうわべで断わり、
しかし実質的にはその目的を達成して
あげたといふ形にならざるを得ないで
はありませんか。

それでは伺ひますが、この油を積み
込むときに、どのような届出を出し、
どのような許可の仕方を神戸税関がな
すつたか、御存じでしょうか。これは外
務省と打ち合わせの上おやりになつた
といふことのはずですか。

○法眼政府委員 いろいろ誤解を避け
ますために一度繰り返します。当
時カレル・ドールマン号が日本へ来た
のは、日蘭関係三十五年といふもの
を記念するために入つてきたわけでご
ざいます。これを日本政府は一応許可
しておりました。許可しておりました
にかかわらず、あまりにインドネシア
の世論が強いものですから、これを許
可を取り消したといふ事情でございま
す。でありますから、艦隊が日本に入
らなかつた。しかし、これに付属して
る船が入つたといふこと、しかもその船
の経歴にあなたがみて許したといふこと
については、私は、当時の事情から考
へて、一度許可したものを取り消した
といふことは、オランダに対しては日
本政府としてははなはだある種の圧迫
を感ずるわけでありまして、あります
から、この船、しかもその船は私の船
である、徴用されておりましたからこ
れは公船といふことになるのでありま
すけれども、元来船の性質はそういう
船でございまして、許したといふこ
とは、これは私は御了解が願へるもの
だと考へております。

この船が入つた届出は、申し上げま
したように、一つの形式でございまし
て、その形式の様式の中には、これは
私船であるといふことを明確にしてお
るわけでございます。

○飛鳥田委員 あなたの方は、徴用さ
れてゐるから公船であるけれども、持
ち主は個人だから私の船だなどとい
言ひ方で問題をそれとすとなつてお
られるが、そういう論理は一体国際的
に通用しますか。少なくとも、その国
の管理によつてその国のために行動を
してゐる船は、もとの所有権が個人の
ものであらうと会社のものであらう
と、このものであらうと、それは公用
船であり、しかもその公用船をあなた
は艦隊の一部と認定をなすつて指示を
なすつてゐるのでありますから、これ
が私船だなどとおしやつてみたこと
ろで、通用しないのではないでしょ
うか。

それでは、伺ひますが、今後、新地
位協定の第五条に基づいて、チャー
ターせられてゐる船に対しては、着港
料、入港料、こゝろのものを全部おと
りになりますか。

○法眼政府委員 私は今のお説のよう
なごまかい法律論をいたしておるの
じゃございません。私は当時の外交的
事情に主眼を置いて御説明をしてゐる
わけでございます。当時の外交的主眼
は、日本としては、インドネシアの世
論もこれは重視するけれども、オラン
ダの世論もまた考へなければならな
い。でありますから、外交的観点から
日本政府は艦隊の入港を拒否した、し
かしながら、艦隊に付属してゐるその
船については許したといふ外交的事情
を説明しておるわけでございます。厳
格なる法律論から言ひますと、これは
むしろ徴用されたものは公の船でござ
います。しかしながら、われわれは、
当時の日本政府の決定は、外交的観点
に重点を置いて、インドネシアの世論
を考慮し、また、一たん許可を与えた
オランダの世論を考慮し、そういう観
点から行動したといふことの御了解を
求めるわけでございます。

○飛鳥田委員 少なくとも、私たち
は、問題をきつと限定をし、説明を
し、定議をしながら、しかもその上に政
治論なりあなたのおしやる情勢論な
りを展開いたしませんと、問題は食ひ
違つてしまふわけ。そういう努力
を私の方でいたしますのに、あなた
の方では、何かおそれて、国際情勢だ
けを答へて何かごまかしていき、こ
うおしやるのですが、しかし、基本を

きつとせずして論議をするからこ
そ、行き違ひが多くなつていくのでは
ないか。外務大臣のさつきおしやつ
た誤解と称するものもまたさうい
うところから出てくるのではないか、こ
う私は考へざるを得ないわけ。公
用船だ、そして艦隊の一部だといふこ
とをあなたは認められるのですか、
ならぬのですか。そこから伺つてい
きましよう。そして、できるだけ私の
申し上げたことに当てはまるように、
きつと当てはまるようにお答えいた
だきたい。

○法眼政府委員 これは、今繰り返
し申し上げたこと、厳格な意味に
おいては艦隊の一部である。しかしな
がら、日本政府の行動は、繰り返し申
上げますように、インドネシアの世論
も考慮し、またオランダの世論も考慮
し、すべての問題を考慮した上に艦隊
の入港は拒否したけれども、それに付
属してゐる、厳格な意味では艦隊の一
部をなすところの、このヴァン・オン
メルン所有の船に対して油を供給した、
こゝろのことでございます。これ
は、法律論と外交論といふものの中
と申しますか、情勢を考慮した上での
決定でございます。さうに御了解願
ひたいと思ひます。

オランダの世論も考慮し、当時の日本の外交行動を修正したわけであり、全部の首尾一貫を求めてやうな行動でございます。

○飛鳥田委員 もしそらだとするならば、国民に対しては、カレル・ドールマンの入港を拒否した、こうおっしゃっておきながら、この部分をなぜ秘匿されたのか。そして、これを秘匿することによって実はあなたの方の考えになつておることを実行した。インドネシアの政府が正式にこのことを了承したとあなたはおっしゃっているが、いづ、いかなる場所、ミッドレヒト号に一万六千トン油を積み込ませることを了承したのですか。それから伺いたい。また、国民に、カレル・ドールマンは拒否したと言いつながら、どうしてこの問題を発表しなかつたのか。二つ伺いたい。

○法眼政府委員 この油送船に油を供給することについては、もとより事前にインドネシア政府の許可を得るわけではございません。事實は、九月十一日にインドネシアの参事官がわが外務省の宇山参事官のところへ参つてこの問題を聞かれたわけでございます。これに対して外務省の方から説明いたしました。そのときはすでに船が出ておりました。でありますから、これはそのまゝ了解した。日本側から、それは政府の訓令で来たのかと聞きましたところ、いや、訓令ではございません。というので、了解したわけでございます。でありますから、繰り返して申し上げます。油船の入港については当時インドネシア世論も憤激してなかつたということも認めて行動したことであり、

から、これは私は間違つたことでなかつたと思ふのであります。

○飛鳥田委員 もう一つお答えが残つてゐるわけですが、国民に対してなぜこの事実を明らかにしなかつたのか、こゝういふ点が残つていますが、しかし、今インドネシアの方が来て了解をなすつたといふことを伺ひまして、私はもつとひどいことをあなた方はなすつていらつしやる、こう考えないわけにいかないわけですか。二十一日、もう船は出て行つてしまひ、残つてゐるのは煙くらくらひでしょう。それでは納得をせざるを得ないではありませんか。しよりのがないのです。しよりのない状態に相手を追ひ込んでおいて、納得をした、こゝうおっしゃつていらつしやるのですが、なぜもつと事実を明確に教へてあげないのですか。

それじゃ伺ひますけれども、このミッドレヒト号は一体油をどのくらい積んで出ましたか。

○法眼政府委員 お答えします。私が今申し上げた通り、このオランダの船が入つて油を積み込むことについては、日本として何もインドネシアに通報する義務はないのでございまして、日本は主権国家でございますから、一々そういうものをあれする必要はないと思つております。でありますから、この船の入港を許した。そのあと、オランダ、インドネシア側もこれを了解した、こゝういふわけでございます。すから、私は、そのカレル・ドールマン号の入港を拒否したといふことに端を発して起つた事件でございまして、その事情をよく考へてみますと、今言つたことで問題は円満解決している、こゝう信ずるものであります。

○飛鳥田委員 円満解決してゐるとおっしゃるのでありますが、事実を明らかにしないで隠しておいて、円満解決もないものですよ。やはり、あなた方がほんとうにインドネシアの人に了解をしてみたいとお思ひになるのなら、——なるほど一々通報する必要はないでしょう、日本は主権国家ですから、あなたの方の責任においておやりになるのですから。しかし、了解を求めたいと願ひ以上、少なくとも事實は明確にお伝えをして了解をしてみたいといふことでなければ、一部分だけのお話をして了解を求めたといふことならば、それはだまされたといふことに結果としてならざるを得ませんよ。ですから、そこで率直に申し上げるのです、この船は一体油をどのくらい積み出したか。この船は油を一体どのくらい神戸から積んでいきましたか。

○法眼政府委員 われわれはこの船が油を一万六千トン積んだと了解しておりますけれども、しかし、これは、外務省としましては、事後においてすべてを検査するわけではございませんから、事実上どれだけ積まれておるかといふことはチェックいたしておりました。しかし、われわれは、一万六千トン積んだ、こゝう考えております。

○飛鳥田委員 一万六千トン積んだとお考へになつていらつしやる。そうして、確かに神戸税関に一万六千トンのマリリン・フェル・オイルを積み込みたいといふ申請が出てゐる。これは事實です。ですが、現実にはこの船が神戸の港を出て参りますときに出した届け出をみますと、当港積載貨物の数量及び種類、こゝういふところに、フェル・オイル三万二千トンと書いてある

のです。一体この食い違ひはどういうことでしょうか。当港積載とちゃんと書いてあります。当港です。

○法眼政府委員 この油の分量の相違については、私は詳細承知いたしません。

○飛鳥田委員 油の積載の分量については詳細承知いたしませんとおっしゃるのですが、しかし、現実には、一万六千トンの届け出しかせず三万二千トン積んで行つてゐる。すると、日本の政府の何ら関与せざる油が一万六千トン積まれたといふことにならざるを得ないのであります。この点についてどう考へてしょうか。

○法眼政府委員 私はこの積み荷の差異については詳細存じませんけれども、しかし、今日のいろいろな意味で自由に商行為が行なわれるわけでございますから、私は、このわれわれが知らなかつたことについても、これはあまりそうおとがめをこらむ筋はないと思ひます。

○飛鳥田委員 すいぶん乱暴なお話で、これは軍用船で、しかもオランダ艦隊の一部であるといふことをあなたはお認めになつて、しかもそれが日本の国の神戸という港において油を積み込んで行つた。しかも、その周辺を取り巻く国際情勢は、先ほど外務大臣がおっしゃつたやうに、非常に日本としては微妙な苦心を要するところだとおっしゃつてゐる。だとするならば、その艦隊が積み込んでゐることに付いて、私は知らない、商行為は至るところで行なわれる、そゝういふことならば、武器の密輸とかその他のものはみんな商行為になつてしまひますよ。この点についてもう少し責任を持つてい

ただきませんと、問題は複雑になつていく一方です。日本で積んだのが三万二千トンですよ。

○稲益政府委員 当時神戸税関でやりましたことを簡単に御説明申し上げますと、入つて参りましたミッドレヒト号であります。貿易船といふことであります。いわゆる関税法上の外国貿易船であります。従ひまして、入港届を受け付けております。それから、問題の重油であります。これは、神戸税関といたしましては、一万六千トンの積み戻しの許可をいたしてあります。ただいま三万二千トンといふやうなお話でございますが、おそらく、私どもが現地の税関当局から報告を受けておりますところによりますと、私どもとしましては、どこまでも積み戻しの許可をいたしたものは一万六千トンであります。その一万六千トンを積んで出たといふことだけははっきり確認をいたしてあります。

○飛鳥田委員 出港届といふものについては税関は全然関係ありませんか。

○稲益政府委員 出港届自体につきましては、私どもが許可しましたものがその許可の通りに積まれて出ておるといふことを見るだけであります。今三万二千トンとおっしゃいました意味は、たとえば、神戸税関で積み戻しの許可申請の出した場合に許可をいたしましたとしても、その船が出港いたしますときには、一万六千トンきつかりといふことはいはざるのであります。入港しますときにすでに幾らか積んでおるといふことがございます。従ひまして、出港のときにははたして幾ら積んでおつたかといふことの確認はいたしておりません。一万六千トンの許可に

関する限り、その許可したことがその通り行なわれておるかどうかというこの確認をいたすだけでございます。

○飛鳥田委員 出港届を見ますと、当港、この神戸の港、当港積載貨物の種類及び数量と書いてあるわけですが、その港で積んだというところは書いてありません。当時積載貨物の種類及び数量となつて、三万二千トン、こう書いてあるわけですが、だとするならば、あなた方が一万六千トンしか積み戻しの許可を与えていないとすれば、一万六千トンは日本の政府と無関係にこの港で積み込まれたと言わないわけにはいかないではありませんか。

○稲益政府委員 ただいまのお説のように、出港届には三万二千トンというのがあるわけですが、ただ、神戸税関当局としてこの点を調べましたところによりますと、問題のミッドレヒト号の総トン数は、御承知だと思いますが、総トン数が一万三千百五十五トンという船でございます。純トン数としましては七千五百五十三トン。この船の通常積載します重油ということ常識的に判断いたしましたして、三万二千トンというのは何かの間違いであらう、かように税関当局は判断をいたしております。許可をいたしましたのは、どこまでも積み戻し許可は一万六千トンであります。その一万六千トンが積み出されたというふうに判断をいたしておるわけでありまして。

○飛鳥田委員 それでは、その一万六千トンとあなたがおっしゃるものとはどこで積み込んだか、御存じですか。

○稲益政府委員 許可をいたしましたのが神戸税関の浪松派出所でありまして、その浪松にありますシエルのオイル・タンクから積み戻しをいたしておられます。

○飛鳥田委員 何かの間違いだとおっしゃるのですが、きちつと船長なり船の責任者なりが出していった書類、それを簡単に何かの間違いだらうとおっしゃるのかどうか。しかも、その間違いというのは三万二千八十六・〇六八メートルトンと書いてあるのです。まさか三万二千八百八十六・〇六八メートルトンというところまで間違えて書くとは思えないわけですが、ですから、これだけ積み戻したと考えるわけには参りません。いかがでしょうか。

○稲益政府委員 私も実は専門的にこれだけのトン数の船が的確には幾らの重油が積めるというところは責任を持つてお答えいたしかねますが、税関当局として見ております常識で申し上げますと、この程度の船が少なくとも二万トン以上の油を積み込むことは言えないだらう、かように判断しておるわけでありまして。

○飛鳥田委員 すなわち、そこに問題があるのです。この船は積める限りの油をいっぱい積んで出ていった。すなわち、それは西イリアンの問題を考えるからこそ積み込んだんだということ、そこには明らかになっているわけですが、浪松のオイル・スタンダム、ここにはシエルのオイル・スタンダム以外に何か併設されているスタンダムがあらはしませんか。御存じでしょうか。

○安藤政府委員 お答え申し上げます。かつて、今おっしゃるような米軍施設がございました。しかし、それは昭和三十一年六月十四日に日本に返還

されまして、現在御存じの通りシエルの給油所になっております。

○飛鳥田委員 しかし、それはその後米軍用のジェット・オイルをいっぱい入れているはずですが、その返還になつたかなぬかは別として、そういう施設として使われているはずですが、どうでしょうか。

○安藤政府委員 お答え申し上げます。先ほども申し上げました通り、返還になつておりました。現在シエルのいわゆるコマ・シエルのスタンダムになつておるわけでございます。従いまして、米軍施設とは関係ございません。

○飛鳥田委員 結局、一万六千トンの差額というものはどこから積み込まれたと考える以外に方法がないのではなからうか。だとするならば、一万六千トンは日本の政府が許可をした、一万六千トンは全然許可のないもの、そういうものがこの船に積み込まれていったと考える以外に方法がないわけですが、この浪松のオイル・スタンダムは、今アメリカ局長がおっしゃったように、三十一一年に返還にはなつております。だが、しかし、横浜から伊丹の飛行場における米軍機用のジェット・オイルを常におくはつておいて、ここには満配されておるはずですが、その一万六千トンというものはそうした油ではないか。それ以外に考える余地がない。だからこそ、記録はかなり正直なものでして、ミッドレヒト号の船長から出しました積み戻しの申告書には、品種というところにマリン・フェニル・オイルと書いてあります。マリンと書いてある。これは一万六千トンのものです。ところが、出港届の方を見ますと、

ここには、マリンという言葉は抜けてしまひ、フェニル・オイルとなつております。こう考へて参りますと、今私の推定をいたしましたこととそのまま記録も合致をいたしていくわけですが、あなた方はカレル・ドールマンを、一応断わり、そしてオランダ艦隊の一部たるミッドレヒト号に対してマリン・フェニル・オイルを一万六千トン積み戻す許可を与えた。問題はそれで終わつておるのかと思へば、実はもう一つ底があつて、もう一つの底では、不明な日本国の関与しないオイルがこゝで積み込まれていった、こういう事実を容認していらつしやる、こう言わざるを得ない。問題は二重底になつてゐる。そして、この西イリアンに向かつてこの船は戻つていきました。カレル・ドールマンが積んで参りました艦隊機二百機、兵員千五百ですか、こゝういふ軍隊がこゝうした日本からとりました油によつて養われていつてゐる、動かされていつてゐる、こう考へないわけにいかないじゃありませんか。もしそうだとすれば、オランダ、インドネシアにも少なくとも感情を害したくない、こゝにおつしやり、中立ということをはつきりおつしやりながら、陰でこんなことをやつてゐる。これではんどうのアジアの一員としての日本などということは言えないはずですが、同じに、そういう事実までおつしやるなら、それから、参事官の方ですか、インドネシアの船が出ていつちやつたのだから仕方がない、こゝういふ形になつてしまふのです。事実を知つたら参事官の方は驚きますよ。同時にまた憤激しますよ。僕だって、こゝういふふうに部分的な事実だけ聞かされて全体を納得

させられるようなことになれば憤慨します。あなた方はもう少しこの事実を調べてごらんになる意思はありませんか。よく知つておつて、私たちに對して知らぬ、こゝにおつしやるのなら別です。しかし、いづれにせよ、そういう意味であなた方は前科がある、という言葉は少し悪うございますが、ともかく国民に疑われるような事実があるのです。

だとするならば、冒頭に戻りますが一応今問題が平静になりつつあるからといって、過ぎはぎのばんそうこゝう張りの解決で満足してしまふわけにはいかないでしょう。国民もまたさつぱりとした政府の態度を求めているのです。幸いにしてオランダの外務大臣も今エカフェでこちらにお見えになつてゐるはずですから、この点について

の明確なお話し合いを小坂さんはなさる意思があるのかないのか。今後西イリアンの問題はまた紛糾を続けるでしよう。それは望ましいことではありませんが、そういう形になりそうでありまして。そのときに処して、また日本があつてふためかないように、このことをきつちりとしておいていただく、こゝういふことを願ひたいと思ひます。

今私が申し上げたような事実を含めて、一体、オランダの外相と十分お話し合いをなさり、将来に禍根の残らないような方法を講じ、そして、そのことを国民に明確に知らせ、納得させる、こゝういふ御努力をおやりになる意思があるかどうか。

○小坂外務大臣 私どもの考へておりますことは、いわゆる西イリアン問題の解決でございます。そのためには、私どもは、双方の渦中に入らないとい

六

は調べてきておられるかと思ひますので、伺つておきたいと思ひます。

○中川政府委員　ただいま御指摘のありました通り、ICAO条約の三十五条自体では、軍用器材及び軍需品の輸送について制限しておるわけでございまして、軍人自体、人員については直接これの規定が三十五条からは出てこないわけでございます。軍人を輸送することが一体ICAO条約違反であるかどうかという点でございますが、

軍人であるからといって、これを輸送する場合、ICAO条約違反、あるいはICAO条約で禁止しておる、こういうことはないのでございまして、もしもICAO条約の適用範囲外である場合がありとすれば、それは民間航空機でないわけであります、これはICAO条約は民間航空条約でございますから民間航空機だけに適用がある、つまり、国家の飛行機ということになりますと、これは民間飛行機でなくてICAO条約の適用外になる。この点は、ICAO条約の第三条に、「この条約は、民間航空機のみになん適用する」ということをはっきり書いてあるわけでございます。どういうのが国の飛行機になるかというこの一例といたしまして、第三条のb項で、「軍、税関及び警察の業務に用いる航空機は国の航空機とみなす。」ということが書いてございます。従つて、軍の業務に用いる航空機という定義に当てはまる航空機であれば、これはやはり民間航空機にはならないで国の航空機になるということになるわけでございまして、それでは、どういふ場合が軍の業務に用いる航空機かという場合でありますが、これは、やはり、航空

機全体が、軍が専門的、専断的に申しますか、使用する、軍用機はもちろんであります。軍がチャーターしてある飛行機、こういうものは当然軍の航空機である、かように考えます。

従って、民間航空機に軍人を買った場合、民間航空機が民間航空機でなくなるかという事は、必ずしもそうすぐには出てこないでございまして、もしかりにそういう場合があったとすれば、それは民間航空機を軍が専用に使ふ、こういう場合には、これはやはり軍の業務に用いる航空機ということになり得ると思ひます。現実の問題としてのKLMの飛行機はまさしく民間航空機でございまして、それに軍人が相当数乗つておるといふだけのことでございまして、やはり、ICAO条約の適用範囲内である、かように考えます。

○法務政府委員 これは一般的意味で申し上げたのでありまして、その軍人、軍事要員ということ、個々のものという点に重点を置いてオランダ側に入れているわけでございます。ですから、個々の軍人についてはたゞいま条約局長のお話しの通りでありまして、軍事要員というのは軍人でありまして、問題は、それをオランダ側では日本を通じてそういうものの増強をやらぬ、こう言つておるといふことに重点を置いてお考えを願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員 私は条約解釈を聞いていますので、その重点をどこに置いてあるかという問題を聞いています。あなた御答弁によると、軍人であるという

ことですが、それならば、軍人または兵員と書けばいいわけですが。ことさらに軍事要員という言葉を使つたということは、これは、軍人でありながら制服を着ないで、事実上継続的に軍人の輸送ができるような形の——今のオランダがそういうものをやつておるわけですが、そういうものをやつておることにしてもこれを制限したいという考え方に立つておるから軍事要員という言葉を使つたのではないですか。こういうことを聞いています。

○法務政府委員 これは一般的意味に使つておるものでございまして、特にごく一般的の意味に使つておるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○岡田(春)委員 一般的な意味には、あなたが新聞記者会見をやつたか、あなたであるか情文局長であるか私は知らないけれども、あなたが説明をしたときに、軍事要員というのは制服を着るものも含めて広い意味でそういう言葉を使つたのだというように、あなたか情文局長はお話しになつておるようですが、それが一般的な意味だ、こういうふうに私は解釈して参りたいと思ひます。

それから、中川さんの条約解釈は、ちよつとおもしろいことを言つたんだが、あなたは、三十五条では、軍需品の輸送を制限している、軍人の制限はないからICAOによつては軍人を運ぶといふことは違法ではないという解釈をとられるのだ、こういうことに解釈してもいいわけですね。そういう意味ですね。

○岡田(春)委員 私は三十五条と言いませんよ。ICAOと言つたんです。ICAOの解釈はどうなるのだと聞いています。

○中川政府委員 民間航空機に単に軍人を乗せただけ、その事実からICAO条約違反といふことは出てこない、かように申しておるわけでありまして。

○岡田(春)委員 それでは、何つておきますが、ICAOの第四條並びにICAOの第四條に基づく目的、この目的はどこにあるかといふと、ICAOの前文にある。この前文の目的といふものは、軍人を輸送するといふことが目的ではないはずで、ICAOといふ条約それ自体の全体の意思は、軍事輸送のために民間航空機で輸送することを許すといふ条約ではないはずなんです。民間の航空についてどうなるか、それは、ここでござらぬあなたが解釈をされた第三條で、税関、警察の業務に用いる航空機は云々といふのは、これは民間用の飛行機の航空安全を保障するために軍用の飛行機との區別をここに明確にしてあるのです。區別を逆に使つて、逆用して、このICAOの条約に軍人輸送についての何らの制限がないから、だからICAOの条約によつては制限がないから違法でないとして、軍人の輸送が法的にできる、こういう解釈は、明らかに条約解釈を乱用しているといふ言ひをいふやありませんか。あなたがそういう解釈をするならば、日本政府がオランダ政府に対して抗議をしたこと自体がおかしいといふことになるやありませんか。条約上根拠のないことを抗議したのだといふことになるやありませんか。法務局長が先ほどから何度も

言つておる通りに、実質的に実体的に軍人である者が継続的に運ばれることを押えるためにそれをやつたんです。それを押えるためには、第四條といふのがあるから法務局長は言えんたんでしよう。ところが、それを条約上何ら論拠がないから運んだつていいのだといふのが中川条約局長の答弁なんです。それでは、オランダは合法的にやつておる、日本は、合法ではあるけれども、それはやめてもらいたいといふ単なる請願をやつたんだ、陳情をやつたんだ、こういう解釈にならざるを得ない。私は実論を聞いておるのではない。初めから申し上げたように、関連質問ですからこれ以上言ひませんが、条約解釈を伺つておるのです。この点はどうかです、中川さん。

○中川政府委員 軍人を民間航空機で運んだ場合にICAO条約違反にならぬといふことは、これは当然法律的に言えると思ひます。また、現に、この民間定期航空はたくさん世界を飛んでおられますが、軍人が幾らでも乗つておるのをごさいます。これをもし違反と言ふならば、これは世界各國みな違反をやつておるといふことになりまして、問題は、第四條によつて、この条約の目的と向立しない目的のために民間航空機を使用しないことに同意する、といふことが書いてある点でございしますが、この民間航空条約の一番大きな目的は、各國の民間航空をお互いの摩擦をなく発展させる、それで世界の平和に貢献するといふのが国際民間航空条約の一番大きな目的であります。なお、同時に、この前文では、「国際民間航空の濫用は、一般的安全に対する脅威となることがある」といふこ

とも言つておるのであります。一般的にこういうようなことをしないように民間航空機を使つていくといふことを第四條で書いておるのでございまして。しかし、これからすぐに一般民間定期航空に軍人を相当数乗せた場合にこれが違反になるといふことは言えないのでございまして。民間航空に軍人が相当数乗つて旅行しておる。私服を着ておる場合もあり、制服を着ておる場合もあり、これは通常行なわれておるのであります。問題は、それがたとへば一國が一國を侵略する、戦争がすでに起つておるといふような場合に軍人を輸送するといふことは、これはICAO条約自体でも戦時には適用はないといふことを言つておるのであります。が、そういう事態においてはこれは考慮しなければいかぬことでありまして、しかしながら、まだインドネシアとオランダとの問題は平和裏に外交交渉をやつておるのでございまして、この間に中立規定等が適用がないこと、これもまた明らかでございまして。従つて、KLMにオランダの軍人が私服で、あるいは制服の場合でも法律上は差違はないと思ひますが、軍人が相当数乗つておるといふことからICAO条約違反といふことは出てこない、かように考へるのでございまして。オランダに対していろいろ申し入れをいたしましたのは、一番先に私が口上書の趣旨として申し上げたように、政治的な理由、外交的な理由から、そういうことをやらぬようにしてくれといふことを強く要望しておるのでございまして、法律的論拠に基づく要求という形ではしてないのでございまして。

○岡田(春)委員 関連ですから、もうこれで終わりますし、留保いたしておきますが、あなたは戦時国際法の適用なんというところを出さなくたって、わかり切っていることです。たとえは、あなたの言う例を言えば、自衛隊という軍人が民間航空に乗ったからこれはICAOの条約に反しないかどうか、こういうような一人、二人の自衛隊の軍人が乗った場合の例をあげて、それで違法であるかどうかということを書いてある。先ほどから法眼政務局長が言っているところによっても、口上書として提出しているのは、(発言する者あり)今うしろで言っているように、継続的に軍人を輸送している、そういうことについて口上書を出しているはずなんです。あなたは、法律的論議はしないのだけれども、法律的にはオランダの言う通りなんだが、お願いをしていんだ、こういうようなことを口上書として出したのだと。そういうことならそういうことで、口上書の内容でありますから、それとして承っておりますが、私は、この問題については、去年の十月にすでに、オランダがKLMを使って兵隊を輸送している事実があるではないかということでお聞きしている。これに対するお答えの問題もまだ私は留保いたしておきまして、このときに一緒に質問を続けたいと思います。

○森下委員長 大久保武雄君。

○大久保委員 それでは、外務大臣の御都合もありますから、外務大臣の出席の時間の範囲内でまず質問をいたしまして、残りました問題は後刻また外務大臣の御出席をいただいて質問を継続したいと思っております。

私は、タイ特別円協定及びガリオア・エロア協定に關し、主として外務大臣に質問をいたしたいと思っております。

すでに同僚議員からもしばしば本委員会において質問が行なわれておりますが、本日は、第一のタイ特別円については、東南アジア低開発国への協力の見地並びに日・タイ親善の見地に立ち、また、第二のガリオア・エロアに關しましては、論争の中心である債務性ありやなしの点に焦点を絞って質問をいたしたいと思っております。簡潔率直にお尋ねいたしますので、政府の答弁も要点を具体的に明らかにしていただきます。

タイ特別円協定からお尋ねをいたします。本日から東京でエカプエの第十八回の総会が二週間にわたって開かれることになっております。これは東南アジア経済協力に關する関係の意見を交換することになるわけでありまして、タイ国は東南アジアにおきましても重要な国でございます。このエカプエの東南アジアにおける新しい協力関係を設定しよう、こういう情勢を背景としてタイ特別円協定が日本の国会で審議されているわけでございます。私は本問題もかかる視野から考慮を払っていくべきであると思っておりますので、逐次数項目にわたって質問をいたしたいと思っております。

タイ特別円協定に對しまして、政府はしばしばいろいろなことを言っておられます。すなわち、政府は太所高所から三十一年の特別円協定第二条に規定された九十六億円の経済協力を無償に切りかえることにした、こう言っておられる。しかし、太所高所からと言っただけでは国民には何のことだかさっぱりわからぬ。太所高所と言ひからには一段高い視野から問題の解決をはかったということでありましようが、それには、そういう判断に基づいた具体的な事由、すなわち、そうすることが東南アジア協力に對しても有利であり、またわが国にとつても利益であるとの判断があつたはずであります。タイ国は日本の東南アジアにおける活動の中心でもあるわけでありまして、そこで、今回の解決が東南アジア協力を含めてわが国にとつてどのような具体的な利益をもたらしたものであるか、この点を具体的に回答をいたしたか、いと、太所高所という言葉がきわめて抽象的であつても構はず、政府はこの点を明快に国民の前に具体的に示したか、これをいいたかと思ひます。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます。

タイの特別円協定というものは、大久保さん御承知のように、わが方とタイとの間に防衛同盟が昭和十六年にあつたわけでございますが、この關係に基づいて昭和十七年の七月に特別円の協定が結ばれたわけでございます。ところが、二十年の九月になりました、タイ側からこの協定を廢棄するといふ通告をしてきたわけでございます。そこで、廢棄されたこの特別円の協定でございますから、通告があつた以後はこの協定は無効になる。すなわち、これに含まれておりましたところの金約款等はこれは無効になるわけでございます。しかしながら、終戦當時

のこの日銀にございましたタイの特別円に殘高が十五億四千万円があつたわけでございますが、これについては、いわゆる商業ベースの金の供給を約束したものでございますから、これは何とかせねばならぬといふことになりました。日・タイ間に話し合いが持たれたわけでございます。ところが、問題は、その金約款もございせんので、何によつてこれを評価するかという点が問題であつたわけでございます。わが方は、タイ側に金の引き渡しを約束しておつたもの、あるいは金を売却する約束をしておつたもの、そういうものが残つておるわけでございます。金の売却を約束しておつたものが四千四百萬円でございましたわけでございます。これを終戦時の価格金一グラム四円八十銭といふもので割つてみると、九・一七トン何が生じるわけでございます。それから、約束をしてまだ引き渡してない分が〇・五トンあつたわけでございます。そこで、その十五億何が生じるのか、この九・一七トンのものに三十年当時の価格一七トンのものに三十分の価格をかけた価格一グラム四百五円といふものをかけてみますと、大体三十七億四千万円になります。〇・五トンの金に四百五円をかけてみますと二億何が生じるわけでございます。この二つで大体四十億見当になります。そこで、十五億四千万円残つておりました残高から四千四百萬円を引いたもの、すなわち十四億四千万のものを加えて、そうして五十四億四千万といふものを出しまして、これはスターリング・ポンドで払う、こういう約束をしまして、これは実行したわけでございます。ところが、問題は、

は、そうした残高を何の基準で評価するかといふところに問題があるわけでございます。タイ側としては、この一ポンドが十一パーセントといふ当時の価格で計算したい、そうすれば一十三億五十四億円になるというふうなことを言つて参りましたこともございまして、あるいは、それを四割に切り下げて——當時、日本とフィリピンとの間の賠償交渉がやられておりました、いわゆる大野・ガルシア協定といふものが、フィリピンの十億ドルの要求を四億ドルでどうだといふ話をして、この話がまとまりつあつたような事情も背景にございまして、フィリピン並みの四割でどうだ、そうすれば五百四十億四千万といふようなことを言つて参つたこともございまして。しかし、日本側としてはやはり一パーセントといふことを強く主張しておりましたので、その後になりまして、今度は一パーセントとして、そうしてドルが二十パーセントといふことで換算すればこれは二百七十億円になる、そこで、まゐりいふ数字で二百五十億円でどうだといふようなこともあつたわけでございます。その二百五十億円をスターリング・ポンドで払う場合にはこれを倍とみなす、物の場合は全部この場合の表示の円でほしいといふようないろいろないきさつがございまして、結局、タイ側としては、百五十億円といふものはこれは最低の線だ、こういう主張を強く言つておつたわけでございます。そこで、いろいろ折衝の結果、御承知の三十年協定ができました、五十四億四千万といふものはスターリング・ポンドで払つて、あと九十六億円は投資あるいはクレジットの形式で

供給する、こういうことになりましたわけでございます。

しかし、そうした経緯からいたしまして、二条にさようなことがございまして、四条にこれを実行する方法が書いてあるわけでございます。この第四条においていかなる形で投資あるいはクレジットの方法を見出すかという点で、全く合意ができませんで、協定ができた直後からこれが日・タイ間の争いになっておったわけでありました。

一方、アジアにおけるタイの地位というものは、よく御承知のように、輸出においてはこれは最大の市場でございまして、千人の邦人がおりました商業活動に従事し、これが輸出の面で見ましても一億一千万ドルの輸出がなされておる、こういう状況でございます。

私も、このタイ側からの六年にわたるところの条約の改定の要求に対していろいろ話をいたしておりましたのでございまして、先方は、この条約文をたてにして言われたら一言もない、しかし、そういうばかな協定を結んだのはこれはタイ側の落度であるけれども、日本側がそういうことを押しつけてくるならば、こういうことでタイは条約をたてにとられて屈服せざるを得なかつたということをおしるのことに残すのみであるというのを申すのでございまして。すなわち、もう日本との関係はこれはどうなつても知つたことじゃないぞというふうな態度でございまして、千人からおります邦人の諸君も非常に心配をされますし、わが方といたしまして、東南アジアにおいてのタイがわが方と非常に大きな経済関係を持ち、あるいは長く友邦として来た関係等も考慮いたしまして、大

所高所に立つて、九十六億円というものはこの際無償で供給する、ただし、その内容は、日本人の役務あるいは生産物、資本財、こういうもので供給する、こういうところに踏み切りました次第でございます。

繰り返して申し上げますと、くだいよりでございまして、結局、三十年協定のできまして、双方がその価格をいかなる法的な基準で見積るかと、いふところの完全な了解というものが実はなかつたと申しますか、きわめて不十分であつた。なかつたといふのは言い過ぎでございますが、不十分であつた。こういうことで、実際協定を動かすに際してはかかる大所高所に立たざるを得ないという判断をした、こういうことでございまして。

○大久保委員 数字的な見地から、千三百五十億円と換算されるものが交渉の段階において百五十億円になつた、また、タイ側が、条約上はまことに申しわけないが何とか頼むといった一つの情義的な、日本に寄りかかるといったような立場で来たので、そこで大所高所から判断をした、そういう御趣旨は一応わらかぬではないのでありますけれども、しかし、経済的に言つて何かもう少し具体的な問題が私はあるんではなかつたかというのを思ふのであります。この際、いろいろタイ側との間に今後こういうことによつて、こういう点が具体的に日本人のためによくなるんだということがあつたならば、一つ具体的にここでお示しになつた方がよくはなかつたかと思ひます。

○小坂国務大臣 タイの外務大臣タナット・コマン氏が朝日新聞の記者に会見いたしました、今度の協定がで

きるることによつて日・タイ間の関係は無限に広がつたと、非常に先方の日本に対する歓迎の意を表しておるのでございまして、近々タイの側においては工業大臣が日本へ参られることにもなつておりました、タイ側は、まだ鉱業の調査をどの国にもさせたことがないのでございまして、どうぞ一つ日本にお願ひして、鉱業の調査団を出したてたい、こういうことを申し出て参つておるのでございまして。その他いろいろジョイント・ヴェンチャー等もできるだけ日本との間でやつていきたいといふことで、非常に日本に対する寄りがあつたか感を見ておるわけでございます。私は、東南アジア貿易が現在日本の輸出の三二%を占めておりますが、その中で一番大きな輸出市場でありますタイがそういう気持になつていくということが、今後の輸出貿易が東南アジアに伸長する上に大きな力になるというふうに確信をいたしておる次第でございます。

○大久保委員 私は、タイ国には数十年前から——数十年前といつても生きておるわけじゃありませんけれども、数回参つておりました、タイ国の日本に対する伝統的な友好関係、また日本人がタイ国に非常にたくさんおる、東南アジア活動の中心であるといったような面から、今後タイ側が日本に友好的な態度をとつてくれますことは、これは日本人自体といたしましても非常に有利であらうというふうに存するわけでありまして。

そこで、そういうふうな日・タイ間の今後における具体的な相互利益の増進というものは一つとんど進め

をお願いしたいと思いますのでございすけれども、しかし、今回の無償供与に切りかえたという一つの事実がここに設定されましたわけでございますから、東南アジアにはタイ国のほかにビルマ、フィリピン、インドネシアといったような国々があるわけでありまして。そういう国々ともわが国が賠償協定を締結しました際に約束しました経済協力があつてくれ、こういうふうな要望が起つてきまして、そういう連鎖反響がありはしないか、また、もしそういうふうな要望がかりにあらうとした場合には政府はいかなる態度をとらうとしておられるのか、この点を一つ明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○小坂国務大臣 タイの特別円は、申し上げるまでもないこととございまして、日銀の帳簿にタイ側に対する残高がございまして、その解決のためにこうした問題が出てきておるのであつて、賠償等とは全然性格を異にするわけでございます。従つて、タイの特別円問題が解決して九十六億円が無償供与になつたと申しまして、他の経済協力がそれにならうという理によつては、どこからも出てこないと思ひますけれども、かりにそういう問題が出て参りましても、政府としましてはこれに絶対に対応するわけには参らぬと存じております。

○大久保委員 そういつたような諸国に対する問題とは事柄の本質が違つておるから均等にすることはない、こういう御答弁でございますが、一応それを了承することにいたしました、先ほど外務大臣が発言されましたように、タイは特別円協定を含めまして同盟条約

を終結したものとすると、いふ通告をかつてわが国にして参つたわけでありまして。この通告があるから特別円は払ふ必要がないんだ、日本銀行に十五億円の勘定の帳じりがあつても償務性はなくなつたのじゃないか、こう言う人があつたわけでありまして。この点は国民もきわめて事情を聞きたい点でございまして、また、政府は多額の金をタイ国に支払うわけでございますから、この点は一つ疑問を明快にこの際解いておかれることが政府の責任だと思ひますので、外務大臣より明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○小坂国務大臣 同盟条約を廃棄するという通告がございまして、従つてまづ、その関連においてはタイ側とのオブリゲーションはないのじゃないか、あるいは、特別円協定の廃棄の動きもあるのだからこうした問題は考慮せぬでいいのじゃないかという御議論もございすけれども、これは、先ほどちよつと触れましたように、日銀の帳簿にございまして、いわば商業勘定でございまして、われわれお互に個人の場合でも、あの人との間の仲が昔ほどでなくなつたからといつても、その人に対して銀行勘定を持つていふと、銀行の勘定といふものはこれは決済せねばならぬ。それと同じような理屈で、日銀の帳じりといふものは、これは商業勘定の残でございまして、これはやはり決済しなければならぬと思ひます。ただ、問題は、特別円協定にございまして金約款というものがなくなつておる点でございまして。金約款がもつておつて特別円協定が生きておりますれば、金の兌換の換算をいたしまして、一千二百六十七億円に

ければならぬ、こういう数字が出て参るわけではございまして、そういうことにはこれはどうも応ずるわけには参りませんのでありますけれども、やはり、その勘定の決済というものはせねばならぬ、こういうことに存じておる次第でございまして。

○大久保委員 そのいう廃棄通告がありまして、支払わなくちゃならぬという根拠を一応承ったわけでありまして、今回の新しい協定の前文に、「特別問題に關連するすべての問題を解決し」という字句が書いてございまして、この点、若干ふに落ちぬ点があります。このすべての問題をさしておるのか。特別問題とは三十年協定で一応解決したわけでありまして、三十年協定のしりぬぐいをしたといったような意味であるのか、このすべての問題をさしておるのか、この点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○小坂国務大臣 三十年協定は、協定としてできましたけれども、これが動かなかつた。そこで、動かない理由がいろいろあつたわけではございまして、そういうものもいろいろ言ひ分というものは全部氷解した、こういうことでございまして。すなわち、第四条というものはなくなりましたわけではございまして。

○大久保委員 次に、私は、協力の具体的な内容について御質問をしたいと思ひます。昨年の暮れでございまして、一週刊雑誌に、タイは今度の九十

六億円で日本から軍艦を買いいたい意向だといったような記事が載つておつたのを見たことがございまして、タイ国はこの協定によつて軍艦品を調達することができるとかどうか。タイ国はSEATOの中心をなす国でありますから、この点は明確にしておかなければ誤解を招くおそれがありますので、この点についての明快な御答弁をいただきたい。

また、協定の第三条で、タイが日本から調達する日本の生産物は資本財及び設備を主とするとしてあります。が、資本財及び設備とは具体的にどういふものをさすのであるか、この点は前段の問題とあわせて明らかにしたい。ただきたいと考えております。

○小坂国務大臣 ある週刊誌の記載は、われわれにとってははなはだ迷惑なことと考へております。そういう考へ方は全然私ども持つておらないのみならず、この協定の合意議事録の第九項におきまして、「協定第三条一の適用上、設備は、武器及び弾薬を含まない」と解釈される、すなわち、そうした軍需品は一切含まれない、こういうことになっておる次第でございまして。この点はきわめて明確にいたしております。

なお、この資本財及び設備というのは、いわゆるそのしつたものでございまして、機械とか工場の施設であるとか、あるいはそういう必要とするに一般の生産に必要な資本財がおもなものにならうと思ひます。

○大久保委員 生産に必要な経済的な資本財であつて、条文中武器、弾薬は含まないという御答弁がありました

から、一応それを了承したしたいと思つております。

次に、新協定は、三十年協定の第二條のほかに第四條をも廃止することにしておるわけでありまして。昭和三十年協定の第四條には、同協定の円滑な実施のため両国政府代表で構成する合同委員会を設置するということと定めてあります。一方、今次の協定では、九十六億圓全部を無償供与に切りかえたとは申しましたが、日本の物資及び役務をタイ国に供与することによりまして、両国の経済協力関係の強化を目的としておるのでありますから、この合同委員会の必要は、私は今後におきましてもあるのではないかと考へておるわけでありまして、この第四條まで廃止したのであるか、第四條まで廃止したのは少し筋が通らぬのではないかと思ひてございまして、この点はいかがでございましてか。御答弁をいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 旧協定の第四條に合同委員会というのがございまして、ジョイント・ヴェンチャーのような仕事を考へておりました。すなわち、インヴェストメントあるいはクレジットの形式において九十六億圓を供給するという形、そういう合併事業のごときものを想定したわけではございまして、その点では話が合いませんので今度の協定になりましたわけ、今度の協定では資本財あるいは設備というより、なものを供給するのでございまして、特に合同委員会の必要はないと判断されるわけではございまして。御承知のこと、第五條には、この九十六億圓の供給については絶えず両者緊密に連絡する、かようなことが記載されてあるわけでは

ございまして、大久保さんの御質問の趣旨に全く合致する規定になっておると思ひます。

○大久保委員 特別問題の質問の最後にお尋ねしたいことは、この協定には、解釈や実施に關する紛争が起り、またした場合の仲裁事項がないようでありまして。これは三十年協定にもたしかになかつたと思つておりましたが、そのために、第二條の解釈について相互の見解の対立が生じまして、あるいはタイ側に押し切られたのじやないかといつたような疑いもないではないわけでありまして。今次の協定にはかかる対立が絶対に生じないということを外務省としては言ひ切れるのであります。また、もしそのような紛争の事態が起りました場合に、仲裁事項がないのでありますから、紛争をいかにする方

法で解決しようと思ひておられるのであります。この点を明確にしたいと思ひます。この点を明確にしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 今度の協定は非常に簡単にできておりますので、また、規定各条文中において非常にその点詰めて精緻に書いてございまして、紛争はおそらく起きないものと思ひます。次でございまして、万一起きました場合には、おきまして、双方の国におきまして国際司法裁判所の強制管轄を受諾しておる次第でございまして、そういう問題が起きました場合には、国際司法裁判所の裁定を仰ぐということにならうかと思ひます。前協定の際には、わが国は国際司法裁判所の強制管轄を受くたというところにいたしておりましたので、この問題が未解決にならざるを得なかつたのでございまして、今

後においてはさような事情に相なつておる次第でございまして。

○大久保委員 それでは、次に、ガリオア・エロアの問題に入つていきたいと思ひます。

先ほど申しましたように、私は、ガリオア・エロアの債務性ありやなしやという点に焦点ををぼりまして政府の見解を率直にお尋ねをいたしたいと思ひておる次第であります。

政府は、ガリオア・エロアに対して、債務と心得る、こう言つております。しかるに、社会党の皆さんは、これはただでもらつたんだ、こう言つておられます。この点に、考へ方が全く正反對である。しかし、考へてみると、社会党は、対米従属より脱せよ、自主外交を展開せよ、こうしはしは言つておられるのでございまして、くるといふものをもちふことすら、事と次第によつてはこれはちよつと従属的根性といふことにならうと思ひます。くれないといふものをくれろと訴へましたり、くれないと言つておるものを、いや、もらつたのだと、こう言ひ張りますのは、どうも私は國際的に見て人聞きのよいせりふではないように思ひます。言つてみるならば、対米従属どころではございませ

ん。米國に対してどつちかというところ、願的な態度であつたり、また、借金を返すときになつて困窮をつける、國際的な言ひがかりといふことを言われても仕方がないわけではあります。このところは國民が一番知りたいところである。そこで、政府は國民にこのところを一つわかりやすく説明をしていただきたい、こう思ひわけでありま

す。

○小坂国務大臣 仰せの通りでございます

まして、私は、結局この問題は、相手方とわが方の希望それぞれあるわけでございますが、わが方だけの考え方でない希望では解がでない問題だと考えております。われわれは援助を受けたわけでございますが、一体その援助をしたアメリカがこれをどう思っているか。アメリカが、あれは全部あげたものですと、こう言えれば別でございますが、アメリカは、あれは援助であつて、そのうちの何がしかは返してもらおうと思つてゐるんだ、こう言つてゐる以上は、わが方だけが、あれはもらったものだと言つても、これは筋が通らぬと存するのでございます。それを、むりやりに、もらつたんだから払わない、ありがたうと言つたじやないかというところでございまして、私もこれから國際的に大手を振つて渡らうと考えておりますのに、アメリカに對して、あのときにお助けいただいたてありがたかつたということだけで、負目を感じる、これはやはりいけないことじやないか、こう考へておる次第でございます。

また、一方の論者に言わせると、債務というものをとつとはつきりしておいたらよかつたんじゃないか、こういふお考えもございまして、それじや、そういう債務をはつきりいたしまして何がしが債務になつたか、こう考へますと、あのときの援助は全部債務だつたといふことにいたしますと、アメリカの言ひ分の十九億五千万ドルといふものが日本の債務になつてしまふので、これはとてもわれわれとしては耐え得るどころであるし、事柄の性質上もさうに解釈し得ない。こうい

うことが、非常にくだいて言つた場合の真相ではないかと思つておる次第でございます。

アメリカ側としては、日本に援助物資を出しますときに、この代金については、あるいは支払いの方法については後日相談しますというたし書きをつけて、そして物資を放出しておるのでございます。日本の方におきまして、その物資をどうしてもらったかといふと、日本政府が物資の放出を連合軍に懇請しまして、そしてもらつておるわけでございますので、やはりそのときに債務性というものは生じているといふことに解釈をせざるを得ないと思ひます。

それから、アメリカのそう言つてゐる根拠につきましても、極東委員会の決定、降伏後の対日基本政策であるとか、あるいはアメリカの当局者のアメリカ議會においての証言とか、今私の申しましたスキヤッピン一八四四—A号とか、いろいろ出てくるわけでございますが、要するに、先方が、これはいづれかのときに解決する、そして何がしか返してもらふんだ、こういうこととでございまして、先方の援助をしたものの四分の一ぐらゐ返して、そして大手を振つて對等につき合ふなら、それはその方がいいといふのが私どもの考へでございます。感謝決議をしたからたまたまじゃないか、こう言われる方もございまして、感謝決議といふのは、あのときは非常に食糧難でございまして、輸入食糧を確保してくれ、そして輸入食糧を放出してくれ、こういうことを言ひ、かつ、そのことに感謝してゐるわけでございます。輸入といふ事柄からすれば、これ

はただといふふりには出てこない。また、今日において無償であると主張するなら、そのときに、もう少しはつきり、無償において放出してくれてあげたいと言つておけば、非常にこの点強いこちらの主張が出るかもしれませうけれども、どなたも無償といふことについては言及しておられない、こう言わざるを得ないので。

そのような事情でございますが、いろいろ長くなりますから、後に御質問にお答えして続けたいと思ひます。

○大久保委員 ただいま外務大臣から御発言がありましたように、ガリオアの債務性の根拠として、一九四七年七月の援助物資が引き渡された当時をいふ見ますと、支払い及び計算の条件は後日決定せられると書いてございまして、債務でないといふ論ずる根拠は全くないといふに考へられます。

そこで、ガリオアを受け取つておつた時代には、歴代内閣のうちで社会党内閣も組織されたはずであります。片山内閣ができております。社会党内閣時代に何らかの債務性を否定したような文書を米國に送りまして、社会党内閣が、その際において全部一八四四を御承知で受取書を出したにまつてい

て承認しておられたということにもなりません。また、社会党が最近債務ではないと言ひ張つておられる根拠が全くなつてしまつたわけでございます。この点はきわめて重大でございます。すから、政府は過去の事実をはつきり一つこの際御答弁を願ひたいと思ひ次第であります。

○小坂国務大臣 国会に資料として提出申し上げておりますものの中にございしますように、一九四七年の二月にマッカーサー元帥がアメリカ議會に對して發したメッセージは、米國予算からの支出は日本の債務となるが、援助は慈善でなく、また日本國民も慈善を欲していない、こう申しております。社会党内閣はその直後にできました。そして、一九四七年六月十九日に極東委員会の決定がございしますが、これはまさに社会党内閣のときにこの決定が發せられております。それから、スキヤッピン一八四四によりまして、その物資についても、社会党内閣の時代は非常にインフレの高進した、われわれの記憶でも、非常につらい時代に政権を御担当いただいたわけでございますが、その際において全部一八四四を御承知で受取書を出したにまつてい

らつたといふので、この点は、どうも債務でないといふことはあの当時お考へになつていなかったんではないかと結果的には言えるわけでございます。

○大久保委員 驚くべきことでございまして、今の外務大臣のお話にもしつて事実であるといひますならば、どうも社会党は、時間の経過といふものをすっかり波が押し流したような形にしてしまつて、昔のことは昔のこと、今のことは今のことといひたう

なことになるので、公党的態度といひましてははなはだ不信であると思はれる、友党でありながらそういう氣持がいたすわけでございます。そこで、今後社会党も、債務性といふものを発言されます場合は、そういう時代のことを前提として質問に立たれることがよからうと思ひ次第でございます。

そこで、常に問題とされる点に西ドイツとの關係がございします。社会党は、米國と西独との間には援助物資に關してあらかじめ債務と考へるという協定があつたが、日本との間にはそういう協定がないから、日本に關する限り債務ではないんだ、こう言つておられます。しかし、西独の立場、日本の立場をいろいろ明確に検討していく必要があるかと思ひ次第でございます。そして、政府として、この兩國の立場を明確にして、債務性があるとする根拠を一つこの際明らかにしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 西独の場合、御承知のように、分割占領が行なわれたわけでございます。アメリカ占領地区、イギリス占領地区、フランス占領地区、それぞれ地方政権があつたことでございします。一九四九年にアデナウアー政権ができました、やはり統一されたる政府との間に今までの決算をするという必要があつたのではないかと想像されるのでございします。日本の場合、党派は違ひましたが、自由党内閣、あるいは社会党内閣、自由民主党内閣、それぞれ日本の統一政府が続いたわけでございますので、これは、先ほど申し上げたやうな、スキヤッピン一八四四、あるいはまた極東委員会の決定、あるいは日本という國に對す

るところの陸軍省からのガリオア予算支出についてのアメリカ当局者の議会における証言というふうなもの、あるいはまた阿波丸事件の解決に対して国会の決議等もございましたし、それに附属了解事項等もございましたりした等の問題もあって、日本の場合は、一貫した政府が一つの国にあって、そうしてこれに責任を持たせることができる、こう考えた点もあろうかと思っております。

なお、ECA協定、いわゆるマーシャル・プランがヨーロッパには行っており、日本には来ていないんだから、これは違ふところ、あるいは、西独の場合は経理が初めから非常に明確なものがあったとかという説もございします。あるいはまた、極端なのは、要らないものは全部西独は突っ返した、しかし、日本の政府は腰抜けで、食えないものまでもらって、その勘定じりまで払わせられておる、こういうふうな説もございしますわけですが、まず、マーシャル・プランの援助は日本にはなかったわけですが、なかったわけですが、マーシャル・プランによる援助の分も、ガリオアによってなされた分も、一括して同じ率をかけて返済させられておるので、これは日本の場合とちつとも違わないと思ふのであります。それから、要らぬものを突っ返したじやないか、こういう話もございします。私も、西独政府にも照会してみましたが、当時、地方政権であつて、そうして、その地方政権の代表者が占領軍に対してこれは要らないから返すなどということはとても言えな義理じやなかった、そういう事実一度もなかった、こういうことで、

日本の場合とちつとも違わないようございします。ただ、援助を受けたものを全部払つたなら別でございしますが、ドイツの場合は三分の二切り捨て、日本の場合は四分の三切り捨てというところで大きく切り捨てておりますので、そういうことも問題にならぬのではないかと、かように思つておる次第でございします。

○大久保委員 西独の場合と日本の場合は、西独が、分割占領からアデナウアー政権の西独政府に組織がえがあつて、その関係で協定ができたのだ、こういう一応の経過説明といたしまして了承いたすわけでございます。次に、社会党ではこういうことを言つておられます。米國予算法あるいは商務省発行の刊行物に、日本に対するガリオア援助が債務であるとの明確な規定を欠いておる、また、グラントすなわち贈与の中に含まれていていないという理由で、これは債務性がないという主張がある、この点は若干誤解を招くおそれがありますから、政府の見解をこの際明らかにしていただきたい、かように考えております。

○小坂国務大臣 今お話しした点は、商務省が発行しているブレティンで「フォーリン・エイド」というのがございします、それを引用しておられるのであらうと思ひますが、御承知のように、ガリオアの予算というものは陸軍省の予算でございします。これを商務省が一般にPRするためにこの内容について記述して刊行したものがあつた。それにガリオアというものはグラントに入つてゐる。だから、グラントだから日本語に訳せば贈与じやないか、従つて債

務性はない、こういうのが御議論のようでございます。ところが、これに注釈がございまして、援助というものは二つのカテゴリーに分けられる、一つはクレジット、一つはグラントである、そうして、クレジットというものは、これは全額回収せられる、グラントというものは、贈与であるけれども、そのうちには後日相談してそのうちの何割かを返させるものも含まれておるといふ注釈がございまして、日本の場合二十一億何千万ドルというものが日本に対するグラントというところに入つておるわけですが、しかし、入つておるのは西独の場合もグラントに入つてゐる。ですから、私も、この商務省発行の「フォーリン・エイド」の記載しておりますところのものは、これは、ガリオアあるいはマーシャル・プランの援助というものは全額回収するものじやない、債務性はあるけれども全額すなわち債務ではないのだ、こういう趣旨においてグラントという言葉を、その中に入れておるのであつて、クレジットの意味では、十九億五千四百万ドルといつておるもの、その雑誌にある二十一億何千万ドルが全部日本から回収されるというところになつてしまふ。ガリオアの援助すなわち債務ではございせんが、それは債務性のあるもの、このように私はもの解釈以外にこの問題の解決の方法はない、こういうふうに思つておる次第でございします。

○大久保委員 グラントとありますから、非常に国民に誤解されやすい点をつかまえて、そういう発言がなされておるわけでございますが、ただいま外務大臣の答弁によりまして、このグラントの中に注釈があつて、日本のガリオア・エロアは贈与ではないということ、がきわめてはっきりしているということ、とでございしますから、一応それを了承することにいたします。

次に、米國の一九四八年の経済協力法、ECAによりまして、無償の経済援助に対しては見返資金を積み立てての義務が負わされておる、日本のガリオアに対しては、見返資金を積み立てておられますから、日本に対する援助は無償と考えるべきである、こういう主張が社会党方面でもあるようでありまして、私は米國の経済協力法は日本に対しては適用がないものと了解しておりますが、政府の見解をこの際明らかにしておいていただきたいと考えております。

○小坂国務大臣 御指摘のように、経済協力法は日本には適用いたされません。しかし、この経済協力法において見返資金を積み立てろということが書いてある、従つて、日本もまた見返資金を積み立てた、だから、経済協力法による贈与は、日本に対しては見返資金を積み立てられた分は贈与であるのだから、これはただである、こういう主張は私は間違つておると言わざるを得ないと思ふのです。実は、ECA法によつて西独に供給された援助は十五億二千五百万ドルということになつております。しかし、この十五億二千五百万ドルのECA法による贈与、ガリオアによるところのグラント十五億三千万ドルと合せて三十億ドルといふものがドイツの援助になり、その三分の一の十億ドルといふものがドイツの債務になつたわけでございます。日

本の場合も、これはECA法の適用はございせんが、ガリオア援助といふものが向こうの計算だと十九億五千万ドルあり、こちらの計算ですと十七億九千万ドルあり、そうして、こちらの計算をとつて御承知のように四億九千万ドルといふものを債務と確定したわけでございますから、これを支払うといふこととでございします。ただ、日本の場合の見返資金といふものは、これは援助物資特別会計法第三条第三項に規定されておりますように、向こうが持つてきた援助物資はそのままこちらに見返資金として積み立てる、その等額のもを積み立てる、こういうことをわが方ができたのでございまして、その前にいろいろと受けておつた援助物資の代金といふものは、あるいは複数替レートのしりぬぐいになつたり、あるいは価格差補給金になつたり、そういうことで非常にどこへ使われてしまふかわからないことになる、そこで、やはり一本に積み立てて日本の経済復興のために使おうといふことで、わが國の作つた見返資金の制度であるといふこととでございまして、社会党の方のおつしやると伝えられるその御説は、私は当たらないと思ひます。

○大久保委員 だんだん債務性の問題の焦点が明らかになつて参ります、債務性がないという論拠がだんだん薄弱になつてきつて参りますが、なお私は二、三最後にお尋ねをいたして、お押しをいたしたいと思つております。その一つは、米國議会においてドッジ氏は、米國の余つたものを日本に供給するのであるから、米國の負担とはならない、また、日本は膨大な終戦処理費を負担してゐるのであるから、ガ

本の場合も、これはECA法の適用はございせんが、ガリオア援助といふものが向こうの計算だと十九億五千万ドルあり、こちらの計算ですと十七億九千万ドルあり、そうして、こちらの計算をとつて御承知のように四億九千万ドルといふものを債務と確定したわけでございますから、これを支払うといふこととでございします。ただ、日本の場合の見返資金といふものは、これは援助物資特別会計法第三条第三項に規定されておりますように、向こうが持つてきた援助物資はそのままこちらに見返資金として積み立てる、その等額のもを積み立てる、こういうことをわが方ができたのでございまして、その前にいろいろと受けておつた援助物資の代金といふものは、あるいは複数替レートのしりぬぐいになつたり、あるいは価格差補給金になつたり、そういうことで非常にどこへ使われてしまふかわからないことになる、そこで、やはり一本に積み立てて日本の経済復興のために使おうといふことで、わが國の作つた見返資金の制度であるといふこととでございまして、社会党の方のおつしやると伝えられるその御説は、私は当たらないと思ひます。

リオア援助を供給すべきである、この証言しております。この証言を引用して、ガリオア返済の必要はないのだ、終戦処理費を負担しているからくれると言っているではないか、こういったような議論があるわけでありましたが、この点に關する債務性ありとする政府の見解を明らかにしていただきたいと考える次第であります。

○小坂国務大臣 その前にちょっとお断わりいたしますが、先ほどの見返資金の問題でございますが、これは、当時の池田大蔵大臣が日本の立場において考えられて、国会に御賛成をいただいて作つたものでございますが、そのもととは、やはり、スキヤッピンが出ておつて、見返資金を作れというスキヤッピンが出ていたものであります。この点は補足させていただきます。

それから、ドッジ氏の証言でございますが、当時、やはり、アメリカの納税者の側においては、敵国であつた日本、日本のために非常にひどい目にあつた、子供も殺されたというふうな家族もあるわけでございますから、そういう人たちの側に立つて言へば、日本にそんなにまたわれわれ納税者が負担することはしないではないかという議論もあつたように承知しております。

そういう議論に對しまして、やあ実はこれは過重な負担をかけるのではないのだ、この金はアメリカのCCC、すなわちアメリカの商品信用公社でアメリカの農産物を買ひ上げて、その買ひ上げてあるものを日本に渡すのだ、こういう説明をして、ガリオア予算を国会に通過させるために証言されたものと私どもは承知しております。しかしながら、日本がこのCCCに持たれてあつた物資を受けたからといって、その当時日本として他からもつと安く買えたのにそういうものを受けたというのではないので、日本としては当然の負担として負担を払つてその品物を受け入れるよりほか方法がなかった、こういうことであつて、何も、余つたものをくれたからただでいいのではないか、こういうことにはならぬのだと存じております。

○大久保委員 その点は、余つたものをくれておろすが、乏しいものをくれておろすが、それが債務であるならば債務であるのであつて、その点混同するわけにはいかないと私は考えております。

今までの質問で、大体政府の見解はわかり、債務性がだんだん明らかになつてきたようでございますが、さらに、最後の一案を申し上げる前に、日本の世論もガリオア・エロアの債務性を支持しているように私は考えております。昨年の六月十日の東京の有力新聞の社説にはこういう記事が載つております。返済条件はわれわれにとつては満足すべきものだと思ふ。むしろ日本の一部にガリオア・エロアを債務と認めない人があり、そういう人々にはどんな条件であれ返済することが不満だろ、だが、われわれがそういう見解にくみしないことは、すでに本欄で繰り返したところである、われわれはこれを債務と見て返済すべきものだと思ふ、こういうことがちゃんと新聞に載つて、堂々と社説として主張されてゐる。また、四億九千万ドルで受給しましたことは、今大臣が申しましたよ

うに、西独が三分の二切り捨てで、こつちは四分の三切り捨てで、西独よりも有利であり、ことに、返済金の使途が日米文化交流や低開発国援助に使われることになつた。返す金の使い道までこつちが注文をつけた。若干虫がいいですが、そういうことが、その社説においては、わが外交の成功と言えようと、こういう結論をいたしておるわけでありまして。国民の良識ある世論は、今回のガリオア・エロアというものは、日本が債務性を持つておるから堂々と返すべきものである、こういうことに賛意を表しておると私は考えております。

また、社会党の側の質問を聞いておりますと、どうも自由主義陣営の国に對しては非常につれない態度をとられる。くれなゐものももつてしまへ、併りたものは返すな、こう言われるかと思ひます。共産陣営の国に對してははなはだ緩慢でありまして、中国賠償のようなものも、蔣介石が賠償は要らないと言つておるのに、いや、中共に賠償を払え、こういうことを委員会と言われるわけでありまして。これは安保委員会でも委員としてそういう主張を承つたわけでありまして、そういうことを言われる。要らないと言ふものを払えと言われる。どうも、中立という立場の公平な考え方から、私はいささかこの点が矛盾をしておるよりに思ふわけでありまして。国の世論、良識ある新聞の社説といったようなものが、ガリオア・エロアは当然債務性があるのだ、こういうふうに認めておりますことは、われわれといたしましても納得ができるわけでありまして。

最後にお尋ねいたしたいことは、イタリア、オーストリアはガリオア援助を返済する必要があることになつた、イタリア、オーストリアがガリオア援助を返済する必要があるものであるから、日本はこれらの国と同様ガリオアを支払ふ必要がないのだ、こういう議論があるようであります。イタリアもオーストリアも、戦争中における立場は若干日本と違つていたようにも思ふ次第であります。この点に關する政府の明確なる見解を承りまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○小坂国務大臣 ガリオアに關する返済金は、実は、あの見返資金に積み立てましたのは、二千九百十九億圓でございます。これが道路や住宅やいろいろな方面に産投を通じて入つていったわけでございますが、開銀を通じて非常になたたくさんの利息——回収金でしか、要するに利息をかせいでおるわけでありまして。そういう金が全部で四千億圓あると言われております。そこで、この四千億圓の中から今度また十五カ年間にわたつて返していくわけでございますが、二分五厘の利息がついてはおりますけれども、この金から大きな利息をさらに生んでいくわけでございます。まして、四千億圓の中から、ガリオアの二分五厘の利息をつけても二千八十五億圓、このくらい返しても、元金は全然手がつかぬのでございますから、私は、このくらいのことは日本国民の襟度において当然やつていただく、この収入が片方にあつて、そのうちから一部返すのでございますから、これくらいのことはせぬと、やはりわれわれとしては大手を振つて歩くこと

はできない、いろいろな対米交渉をする場合に工合が悪いのではないか、こゝろ思つておるわけでございます。

最後の御質問の、イタリアあるいはオーストリアでございますが、イタリアにおいては、枢軸国として連合国と戦つたわけでございますが、終戦直前にバドリオ政権が覆つた。そこで、バドリオの覆返りによつて非常に終戦が早く来たというふうなことで、その効果を認められたということでございます。すなわち、四億一千万ドル、これがガリオアのイタリアに對する援助のようでございますが、金額も少ないし、敵国として終戦を迎えたわけじゃないから、これは別だ、こういうことになつたと聞き及んでおります。

それから、オーストリアの方は、いわゆる解放地区でございます。一九五五年獨立いたしました。いま、いわゆる解放地区として米ソ英仏等がそこに駐屯しておつたわけ、このオーストリアに對する援助は五千六百万ドル、非常に金額も少ないし、事柄の性質も違ふということで、これはガリオアの日本に對する扱いとは違ふものになつた、すなわち、ガリオアの資金からは出ておつても、旧敵国に對するものと対象が違ひ、かように承知しております。

○大久保委員 質問を終わります。

○森下委員長 ただいま関連質問がありますので、これを許します。森島君。

○森島委員 関連質問と申してよいかわかりませんが、ただいま大久保委員の発言中、社会党が、安保特別委員会の席上におきまして、中共に賠

償を払えという趣旨のことに賛成して
おるというふうな御発言がございまし
たが、そのような発言は絶対にござい
ません。絶対に事実と反しております
から、委員長におかれては、議事録を
ごらんの上、適当に修正されんことを
望む次第でございます。

○森下委員長 速記録をよく調査の上
善処いたします。

これにて本日は散会いたします。

午後一時十七分散会

外務委員会議録第六号中正誤

ページ 行 誤 正

二四 三 日本として 日本人とし

三三 三 元日本 日本人

二五 一 一七ですが。 ですか。

二五 一 一〇 特別の 特別に

八一 二 週間 週刊

三〇 二 二 達せられたら 達せられた

昭和三十七年三月十五日印刷

昭和三十七年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局